



カトリック中央協議会
CATHOLIC BISHOPS' CONFERENCE OF JAPAN

会 報

《2013年11月号（507号）》

目 次

報 告

・常任司教委員会	1
・教会行政法制委員会	3
・新福音化委員会	3
・「司牧の手引き」編纂特別委員会	4
・典礼委員会	5
・学校教育委員会	6
・諸宗教部門	7
・難民移住移動者委員会	8
・カリタスジャパン	10
・正義と平和協議会	12
・部落差別人権委員会	15
・部落問題に取り組むキリスト教連帯会議	16
・子どもと女性の権利擁護のためのデスク	17
・HIV/AIDS デスク	17
・中央協議会事務局（総務）	18
公文書	19

常任司教委員会

■9月定例常任司教委員会

日 時 2013年9月5日（木）10：00－15：00

場 所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 委員 7人
事務局 8人

報告

1. 教皇庁人事について

8月31日、教皇フランシスコは、教会法第354条の定年規定に従い、教皇庁國務省長官のタルチジオ・ベルトーネ枢機卿の退任願いを受理した。ただし教皇は、ベルトーネ枢機卿が2013年10月15日まで同職を務めるよう命じた。同時に教皇は、新國務省長官として駐ベネズエラ教皇大使のピエトロ・パロリン大司教を任命した。パロリン大司教は2013年10月15日から同職に就任する。

2. 「シリアと中東と全世界の平和のための断食と祈りの日」について

9月1日(日)、教皇フランシスコは、正午の「お告げの祈り」において、来る9月7日(土)に、全教会で「シリアと中東と全世界の平和のための断食と祈りの日」を開催することを発表した。

3. 『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』の用語について

『第二バチカン公会議公文書改訂公式訳』刊行については、2013年7月4日開催の常任司教委員会において最終承認がなされ、9月末刊行に向けて準備中であるが、7月の常任司教委員会での要望を受けて、2種の用語を確定した。なお、同特別委員会の解散については、10月特別臨時司教総会に諮って確定する。

4. FABC 神学関係局会議について

2013年5月13日-19日に、マレーシアのクアラルンプールで開催された神学関係局の会議に参加した櫻井尚明師から届いた報告書が紹介された。

5. 東日本大震災に関するカリタスジャパンの対応について

東日本大震災にあたっての、現在までの募金状況と活動状況がカリタスジャパン・菊地 功司教から報告された。8月31日現在のカリタスジャパンへの募金は、804百万円、国際カリタスからの募金が947百万円で計1751百万円、援助金支出は、1271百万円となった。

6. 中央協議会口座の東日本大震災復興義援金残高について

8月31日現在の中央協議会口座の東日本大震災関連・義援金残高報告が行われた。義援金総額は73,500,693円、支出合計は、36,296,644円、残高は37,204,049円となった。

7. 2014年度予算策定日程について

中央協議会財務部より、2014年度予算策定日程が報告された。

審議

1. 国際聖体大会代表者に関する件

2016年1月25日-31日にフィリピンのセブで開催される第51回国際聖体大会の代表参加者については、2013年度臨時司教総会で確定する。

2. ミサの奉献文に「聖ヨセフ」の名前を挿入する対応について

典礼秘跡省からの通達により、聖母マリアの名前に続けて、聖ヨセフの名前を奉献文に挿入する対応について検討し、典礼委員会から提出された、第2、第3、第4奉献文の改訂案を典礼秘跡省に提出することを承認した。

3. 2013年度特別臨時司教総会の内容について

10月4日に開催される特別臨時司教総会の具体的な内容と時間配分について検討し、午前中は司教のみの会議、午後から全体会議を行うこととした。

4. FABC 広報局からの依頼について

FABC 広報局から届いた、ミャンマーのカレン語放送への援助のために、2014年度より7年間、年額10万ドルを援助してほしいとの依頼については、司教協議会としてラジオ・ヴェリタス・アジアに支払っている年間の援助金で対応してもらうようお願いすることとなった。

5. 2014年度予算作成にあたっての司教協議会としての年間活動方針について
本常任司教委員会の諸意見に基づいて修正した「日本カトリック司教協議会 2014年度活動方針」を常任司教委員会として承認し、10月開催の特別臨時司教総会で報告を行う。
6. 財務委員会規約改定と監事監査規程作成について
2013年6月の定例司教総会での修正意見に基づいて改定した財務委員会規約と、新しく作成した監事監査規程を承認した。

教会行政法制委員会

■2013年度第1回会議

日 時 2013年9月4日(水) 13:00-14:30

場 所 日本カトリック会館 会議室5

出席者 5人

審 議

「権限委任書」の赦免に関する条項の質問への回答検討

一司教より「権限委任書」に記載されている「11. 使徒座に留保されていないすべての懲戒罰（墮胎の場合を含む）を赦免すること（第1355条・1398条）」について有効であるか、否かの質問が寄せられた。それに対して、当委員会として検討し、いくつかのポイントを挙げた。その主なものは以下のとおり。秘書が回答書を作成し、委員長名で回答を行う。

- ・「新教会法典」の序文の中で言及されている、法典改編の10のガイドラインの第3と第4の原則に基づいて「権限委任書」が作成されていることから、当時の日本の司教団の判断は評価できる。
- ・そのため、掲記記載は有効であるが、可能な限り信者に便宜を図ることを考える必要がある。ただし、各司教は権限委任範囲や方法を自分の裁量によって自由に決定することも可能である。
- ・教会法的側面のみならず、司牧的側面からの配慮も考慮するべきである。たとえば、18歳以下の者に対する罰は軽減され、16歳未満は罪に問われないことを、日ごろから信者に伝えることなどである。
- ・また、罪を犯す背景にはさまざまな状況があることをかんがみ、ゆるしの秘跡を受ける者に対しての償いは罪に比例するものを告知する。それを果たすことによって、かえっていやしと慰めを得ることができる場合が多いからである。

新福音化委員会

■2013年度第1回会議

日 時 2013年9月5日(木) 15:30-17:10

場 所 日本カトリック会館 会議室5

出席者 5人

審 議

本委員会の設立目的を明確にするための話し合い

前教皇ベネディクト十六世の意向に基づき、教皇庁新福音化推進評議会からの各国司教協議会に対する要請を受けて、6月に開催された2013年度定例司教総会において本委員会の新設が決議された。

今会合では、その目的や当面の活動について意見交換を行った。その結果、「信仰年」後の三年間を

そのフォローアップの期間ととらえ、まず、各教区の「信仰年」についての取り組み状況、実り、課題について報告を受けるための準備を開始するとの合意を得た。

次回委員会 2013年12月5日(木) 15:30-17:00 日本カトリック会館

「司牧の手引き」編纂特別委員会

■2013年度第4回委員会

日時 2013年9月12日(木) 13:00-13日(金) 12:00

場所 日本カトリック会館 会議室2

出席者 6人

報告

1. 2013年7月常任司教委員会報告

詳細は会報9・10月号、常任司教委員会議事録を参照。

2. 新委員紹介

深堀 純さん(福岡教区)が新委員として紹介された。

深堀さんは元福岡サン・スルピス大神学院講師で、常任司教委員会での助言を受け、すでに7月から専従スタッフとして編纂作業にかかわっている。

3. その他

- ・『司牧に関する法規の手引き』は神学院の助祭コースでの利用も予想され、常任司教委員会でも現行の助祭コースの資料を内容に反映させるよう助言があった。神学院長を務める白浜委員が資料を収集する。
- ・常任司教委員会での助言を受け、各国語版の『司牧の手引き』を取り寄せて参照する件については事務局で対応する。

審議

1. 深堀委員への作業委嘱について

定例会で確定するための本文書の作成を主な作業として依頼する。詳細は、定例会の中で次回までの作業として分担確認する。

2. 『司牧に関する法規の手引き』本文確定作業

「序文」、「第一章」および「第二章」の本文確定作業を行った。「序文」は経緯などの説明を省いて簡潔に整理し、「第一章」は公会議公文書を引用しながら説明されている教皇・司教・司祭の権限に関する記述がより積極的な表現となるよう検討された。この章の内容については次回定例会までに見直しを行い、再度検討する。「第二章」は洗礼に関する部分を検討し、「法規の手引き」の性格に合わせた記述に努めた。

3. 次回定例会までの作業分担確認

次回定例会までの作業を以下の分担とする。

山元委員 第一章の『カトリック新教会法典』参照箇所と本文の照合。

白浜委員 第二章の「洗礼」「婚姻」「葬儀」を除く部分の本文案の見直し。

深堀委員 第一章の『第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳』と本文の照合。

次回委員会 11月29日(金) 10:00-18:00 日本カトリック神学院福岡キャンパス

典礼委員会

■『ミサ典礼書』改訂委員会

日 時 2013年8月29日(木) 16:00-31日(土) 11:30

場 所 マリアの家(長野・諏訪郡)

出席者 6人

欠席者 3人

審 議

1. 改訂作業予定について

今後の改訂作業について確認を行った。

2. 新『ミサ典礼書』の「司式者用手引き書」(案)について

前回の指摘に基づいて修正した司式者用の「手引き書」(案)について検討した。今回の指摘を受けてさらに修正を加えたものを引き続き検討する。

次回会議 2014年1月4日(土) - 5日(日) 聖心会裾野修道院ビラ不二(静岡・裾野市)

■定例会議

日 時 2013年9月9日(月) 9:00 - 11:00

場 所 御聖体の宣教クララ修道会 軽井沢修道院(長野・北佐久郡)

出席者 9人

欠席者 2人

報 告

奉献文に聖ヨセフの名を加えることについて

前回検討した、第2から第4奉献文の取り次ぎの祈りで、マリアの名の後に聖ヨセフの名を加える試案を、9月の常任司教委員会に提案した結果、典礼秘跡省に提出する承認を得た。典礼秘跡省からの認証を得た段階で、各教区に唱え方について通知する。

審 議

1. 2013年度全国典礼担当者会議について

本会合に引き続いて行う全国典礼担当者会議のプログラムを確認し、進行について検討した。

2. 『典礼憲章』発布50周年記念講演会について

11月9日(土)10時-16時にカトリック麴町教会・ヨセフホール(東京教区)で開催予定。テーマが以下のとおり決定した。各方面への案内はチラシの配布をもって行う。

『典礼憲章』発布50年を迎えて-これまでとこれから」フランコ・ソットコルノラ委員

『典礼憲章』がもたらしたものを-エキュメニカルな観点から」加藤博道師(日本聖公会東北教区主教)

「新しい福音宣教における典礼の意義-行動的参加の観点から」市瀬英昭委員

3. 聖体授与の臨時の奉仕者のための指針作成について

近年、ミサ中に信徒が臨時の奉仕者として聖体を授与する機会が増えている。教区間での理解の相違や奉仕自体への誤解の軽減のために、当委員会として基本的な方針を作成したほうがよいとの合意のもと、「一般原則」と「奉仕に際しての留意事項」の確認を行った。本会合での指摘に基づいて草案を作成する。

4. 「叙階の祈り」の旋律作成について

叙階式で唱える「叙階の祈り」の式文については、新『ミサ典礼書』が確定するまでは現行のまま用いるが、聖霊の働きを求める祈り(エピクレシス)の旋律を準備することになった。典礼音楽担当部門に作業を依頼する。

次回定例会議 2013年12月2日(月)10:00-15:30 日本カトリック会館

■2013年度全国典礼担当国会議

日時 2013年9月9日(月)14:30-11日(水)12:00
場所 御聖体の宣教クララ修道会 軽井沢修道院(長野・北佐久郡)
テーマ 日本における『典礼憲章』の受容—50年の歩みと展望—
出席者 31人
欠席者 3人

<9月9日>

当委員会の活動報告を行った後、第二バチカン公会議50周年にあたり、「第二バチカン公会議後の日本の典礼の振り返り」について、「1.ミサ」「2.司教が司式する典礼」「3.司祭が司式する典礼・聖務日課」「4.公文書」「5.教会音楽」の観点から秘書が説明を行った。

<9月10日>

下記のテーマに沿って、参加者が各教区の状況について発表し、それを基に意見や情報の交換を行った。

I 「成人のキリスト教入信の3段階」

現行の儀式書で勧められている、四旬節から復活節の典礼を生かした段階的な入信の過程が教区内で浸透しているか、また入信の秘跡の準備やカテケジスが堅信の秘跡と聖体の秘跡とのつながり(入信の三秘跡)を念頭において行われているかについて。

II 「ゆるしの秘跡」

ゆるしの秘跡に関するカテケジス(子ども、成人共に)が行われているか否か、また共同回心式の実施に伴う困難や問題について。

III 「司祭不在のときの主日の集会祭儀」

司祭不在のときの主日の集会祭儀を行う場合や、臨時の奉仕者による病者への聖体授与についての困難や問題点について。また教区内での聖体賛美式(聖体礼拝)の増減の傾向について。さらに、当委員会で準備している「司祭不在のときの主日の集会祭儀」儀式書の間接報告と、それに関する意見交換を行った。

<9月11日>

IV 「通夜・葬儀」

信徒が司式する通夜やことばの祭儀による葬儀の頻度、および通夜のとときにミサをささげることが求められるか否かと、その必要性について。また、自死で亡くなった信者への対応について。

最後に、「新しい福音宣教のためのミサ」をささげて、全日程を終了した。

学校教育委員会

■第139回学校教育委員会

日時 2013年9月18日(水)16:00-18:00
場所 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)
出席者 11人

報 告

1. 秘書ならびに委員退任 お礼状授与
前期で退任した梶山義夫秘書（2010年から）、岩井慶子委員（2002年から）、品田典子委員（2003年から）にお礼状が池長委員長より手渡された。
2. 新委員紹介
今期から委嘱の阿南孝也秘書（今回欠席）の紹介と、山崎昭彦委員の自己紹介があった。
3. 第1回「長崎・五島研修旅行」
参加者19人、スタッフ6人。天候にも恵まれ、無事に終了した。次回は2015年に実施予定。
4. 品田委員より「日本カトリック学校連合会の動き」について、西田委員より6月に名古屋で開催された中部地区の教頭・校長会議の報告があった。

審 議

1. 「『文科省による道徳教育の教科化』の動きに関する対応」について
学校連合会より「要望事項」の草案が提起され、検討した。
日本カトリック学校教育委員会と日本カトリック小中高連盟の連名で要望書を出す。
2. 「第27回 校長・理事長・総長管区長の集い」（2014年4月28日-29日）について
(1)会場について
全体会の会場が手狭であることを改善する目的で2つのホテルから見積もりを取ったが、昨年と同じ都市センターホテルを会場に決定した。
三、四年に一度、大阪や京都での開催を検討してはどうかという提案があった。
(2)テーマについて
来年度のテーマについて自由に意見を出し合った。継続審議とする。
来年の講師のスケジュールを押さえるために、テーマと講師は10月末までに決める必要がある。
次回会議までに検討する。
3. 「事業計画の概要」について
10月20日までに来年度の「事業計画書」を提出するため、その活動内容について検討した。
①長崎・五島研修旅行は一年置きなので2014年度は無し。下見も不要。
②出版物は準備期間がかかるので、2014年度中に出さない。
③合宿の予算は取る。

次回委員会 2013年10月17日(木)15:30-17:30 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院

諸宗教部門

■シンポジウム「宗教者の使命 —自死をめぐる—」

日 時 2013年9月16日(月・祝)14:00-17:00

場 所 カトリック大阪梅田教会(大阪教区)

参加者 約50人

2011年に都内で、去年は福岡で行った、宗教者が「自死」について語り合うシンポジウムを、今年は大阪で開催した。今回は台風18号が日本列島に上陸したため、予定していたパネリストのうち、堀澤祖門師(天台宗)、西村恵信師(臨済宗)、杉本脩子さん(カトリック)が出席不可能となった。そのため、諏訪榮治郎司教(担当司教)と園田善昭師(顧問)が代役となり、金光教の三宅義信師(金光教泉尾教会総長)とともに発題を行った。

第一部で三宅師は、金光教は「教義」よりも個別の問題の「取り次ぎ」を中心にする宗教なので、自死についても一般的な回答はないが、生命は「かりもの」であるから、それを毀傷しないことが求められる。また、「生きていても死んでいても天と地とはわが住処なり」という教えを紹介し、死者の魂は私たちのすぐ近くに存在していると語った。

次に園田師が、まず自死問題については、決して人を裁いてはならないこと。他宗教についても悪く言うことなく、批判もせず、欠点を探そうともしないで、宗派を超えて人の命を助ける努力が必要であること。自死の最大の問題は「孤独」であり、必要なことは苦しんでいる人、死に瀕している人、孤独な人に寄り添うことであり、そのためには時間をとること、人のために犠牲を払うことが不可欠である等と述べた。

最後に諏訪司教が、阪神淡路大震災後の自死者の例や現在のブラック企業などにおける事象から、改めて人間とは何か、何のために生きるのかが問われていると述べた。まず自身の体験も踏まえて、自分の本当の価値を考えあぐねていたときに、聖書の「神は言われた。『光あれ。』こうして、光があった」（創世記1・3）にさかのぼって考えて、この「光」を「私」という言葉に代えて読むと、人間は一人ひとりが他との比較を超えた神の望みに由来する絶対的で永遠の価値を持っていることが分かったと述べ、すべての人間は宗教性を持っているが、さまざまな状況の中でそれを見失っている。私たちはお互いの関係の中で生きていることの喜びをどこで発見できるだろうか、と参加者に問いかけた。

第二部では、参加者から自死者の中には、人のことを深く思うあまりに死を選ぶ人もあり、ある種の深い宗教性もあるのではないかとの意見が出されたほか、自死と罪の問題、各宗教の巡礼所の大切さ、臨終洗礼の意義等にまで話題が及んだ。

難民移住移動者委員会

■2013年度第4回事務局会議

日 時 2013年9月10日（火）10：30－12：00
場 所 日本カトリック会館 会議室5
出席者 4人

報 告

1. 発送業務

- ・「船員の日」（7月14日）のポスター、委員長メッセージ、AOSニュース発送について全国の教区事務所、小教区、修道院あてに6月7日付で発送を完了した。
- ・「世界難民移住移動者の日」（9月22日）のポスター、メッセージ発送について全国の教区事務所、小教区、修道院、教育機関あてに8月23日付で発送を完了した。
- ・「全国研修会 in 仙台」（10月16日－18日）のポスター、案内書、申込用紙発送について全国の小教区、修道院あてに9月2日付で発送を完了した。

2. 「移住労働者と連帯する全国フォーラム・神戸2013」参加報告について

6月15日（土）－16日（日）、甲南大学岡本キャンパス（兵庫県）にて「移住労働者と連帯する全国フォーラム・神戸2013」が開催された。委員会からは、柳本師と大類が参加した。一日目は「東日本大震災と外国人支援」「改定入管法の現状と課題」「韓国の移民政策」に関するシンポジウムがあり、その後、14の分科会が行われ、移住者の人権や外国人労働者、外国にルーツを持つ子ども、災害と外国人について学んだ。二日目は、「これが言いたい！～日本で暮らして」と題して、日本で暮らす多民族・多文化のルーツを持つ10人の声を聞いた。

3. チャーター機によるフィリピン人の一斉送還および実態調査団派遣について

7月6日（土）、日本で初めてのチャーター機による外国人の大量強制送還（75人のフィリピン人）につ

いて、フィリピンにて被送還者への聞き取り調査を実施し、報告書（日・英）を作成。大量強制送還の実態を明らかにするために、移住労働者と連帯するネットワークと共同し、調査団派遣を行った。また、この派遣の費用を緊急活動支援資金から援助することが決定された。

審 議

1. 「第2回定例委員会」の議題について
本日の午後に開催される「第2回定例委員会」の議題について、詳細確認を行った。
2. 2013年度年間予定のスケジュール未定分(2014年3月まで)について
下記の予定が決定した。
2014年2月7日(金)10:30 事務局会議 13:00 定例委員会 (日本カトリック会館)
3. 現段階での課題整理と今後の計画について
11月25日(月)開催の「全国担当者会議」での講演会について、検討を行った。
4. FAX NEWS 瓦版クリスマス号の記事検討について
寄稿者の検討を行い、寄稿依頼する。

■2013年度第2回定例委員会議

日 時 2013年9月10日(火) 12:30-14:30
場 所 日本カトリック会館 会議室2
出席者 14人
欠席者 1人

報 告

1. 発送業務について
第4回事務局会議 報告を参照
2. 2013年度年間予定のスケジュール未定分(2014年3月まで)について
第4回事務局会議 審議を参照
3. チャーター機によるフィリピン人の一斉送還および実態調査団派遣について
第4回事務局会議 報告を参照
4. 「大阪教会管区セミナー」の報告について
10月14日(月・祝)、「大阪教会管区セミナー」を布池文化センター(愛知・名古屋市)で開催する。テーマは、「隣の難民と私たち」で、石川えり氏(NPO 法人難民支援協会)に基調講演を依頼する。
5. 「全国研修会 in 仙台」について
10月16日(水)-18日(金)、カトリック元寺小路教会(仙台教区)で開催される「2013年度 全国研修会」について、9月2日付で研修会案内書、ポスター、研修会プログラム、申込用紙を全国の小教区、修道院あてに送付した。
6. 「東京教会管区セミナー」について
現在、今年度内に開催する方向で検討している。
7. 「長崎教会管区セミナー」について
2014年3月2日(日)、安里教会(那覇教区)で「長崎教会管区セミナー」を開催する。テーマは、「共に生きる信仰～Sharing the gift of faith」とし、那覇教区内信徒・宣教師たちの話や分かち合いを行う予定。

審 議

1. 現段階での課題整理と今後の計画(講演会、勉強会の検討)について
第4回事務局会議 審議を参照

2. 2014年度 全国研修会候補地検討について

後日、大阪教会管区内の教区担当者5人で準備会を開催し、候補地を検討する。

3. 2014年度 活動計画案について

2014年度 活動計画案について詳細を審議し、2013年度 活動計画に沿うことを決定した。

■ブラジル人司牧者・協力者の集い

日時 2013年9月10日(火)13:00-12日(木)12:00

場所 日本カトリック会館 マレラホール

参加者 26人

出席者 2人

ブラジル人の信仰共同体の歩みについて、またそれぞれの共同体における体験を話し、宣教司牧活動を推進するための集まりが今年も行われた。

一日目は、ブラジル人司牧のガイドライン作成について協議した。横浜教区の外国人司牧のガイドラインをベースに、参加者は秘跡ごとにグループに分かれ、ガイドライン作成作業を進めた。

二日目は、今年の夏、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで行われたワールドユースデー(WYD)に関する報告が行われた。370万人集まった教皇ミサの様子などが、映像と共に発表された。また、信徒の使命についての提案があり、それを受けて参加者は熱心に話しあった。松浦悟郎司教から、「様々な問題が重なっていて解決策が見つからないこともあるが、どれか一点に絞って解決すると、全体が良くなることもあるのでがんばってほしい」とのアドバイスを受け、閉会した。

カリタスジャパン

■第2回啓発部会議

日時 2013年8月8日(木)13:30-17:00

場所 日本カトリック会館 マレラホール 会議室2

出席者 11人

公開勉強会(13:30-15:00)

荘保共子委員から、子ども／若者の貧困を考える『釜ヶ崎の子どもたちが教えてくれたもの』というテーマで現場の事例を基に話を聞いた。

①荘保委員が釜ヶ崎で運営する「こどもの里」設立の背景、理念、活動内容の説明

②現場の事例から見えてきた現実と課題

- ・性被害、性暴力と自己処方としての非行、自傷行為
- ・エネルギー政策の交換と寄せ場の変化、ドヤ・飯場がなくなること
- ・社会的養護、自立という概念のはき違え
- ・生活保護世帯の子どもの教育、生活保護世帯は大学に行ってはいけないのか
- ・釜ヶ崎のドーナツ化現象

以上の話から、次のことが提示された。

子どもの視点で考え、子どもの権利を尊重する。それは、子どもの力(内在している生きる力)を信じ、任せることである。今の社会現象、社会状況のしわ寄せは子どもに現れる。この社会のすべての事柄はつながっているため、部分的にとらえることはできない。しかし、一人ひとりの問題に向き合い対応していくこと、当事者の力を信じ、支え、当事者の声を反映させていくことにより、社会を変えていくこ

とができる。どのような状況にあっても、子どもは悪くない。社会や大人はどう応えていくのか。

啓発部会会議 (15:30-17:00)

報 告

1. 事務局報告

(1) カリタスジャパン委員会報告

会報9・10月号参照

(2) 韓日自死シンポジウム

昨年度来日したカリタスソウルとカリタスジャパンが協力して、2013年10月16日(水)、韓国ソウルにて自殺防止のシンポジウムを行うことになった。

日本側の登壇者とテーマ案

・挨拶 カトリック中央協議会事務局長 宮下良平

・セッション1 プレゼンテーション

「日本の自殺の状況について」

秋田大学大学院准教授 佐々木久長

「日本のカトリックの自殺防止活動について」カリタスジャパン 喜代永文子

・セッション2 パネルディスカッション

「韓国と日本の自殺防止活動の協力への提案」カリタスジャパン秘書 宮永 耕

「日本の自死遺族支援活動から」

自死遺族総合支援センター長 杉本脩子

(3) 自死関連シンポジウム参加報告

2014年にWHOから初めて「World Suicide Report」が提出されるにあたり、日本国内で自殺予防対策推進会議(COPES)が開かれた。医療分野だけでなく、日本ならではの多角的な自殺防止対策が期待されていることや、自死傾向にある若者の現状について話され、どのような支援が必要とされているかが話し合われた。

2. 東京教会管区、長崎教会管区セミナー報告

現委員任期中の活動目標であった3教会管区でのセミナーについて、未実施だった東京教会管区と長崎教会管区で以下のとおり実施した。

・東京教会管区

2013年6月15日(土)13:00-17:30 大宮教会(さいたま教区)

・長崎教会管区

2013年7月14日(日)13:00-15:00 宮崎教会(大分教区)

2013年7月15日(月・祝)10:00-12:30 伊万里カトリック幼稚園(佐賀・伊万里市)

審 議

振り返りと今後の啓発部会に向けて

本年度任期を終了する委員の感想と、今後の啓発部会に向けての提案を聞いた。

- ・自死をなくす対策を考えていくことが必要ではないか。
- ・責任や管理の視点から、今の世の中が子どもの行動を縛る、生きにくくさせている現状が見えてくる。自死については、カリタスジャパンが実施した4000枚のアンケートを見直すこと、言い続けることが大事ではないか。
- ・2004年時点、ある大学の調査で、五人に一人の子どもが「生きている意味が感じられない」と答えている。子どもたちが自信を持つことのできない社会となっている。教会を子ども達の居場所として開放すること、信徒が愛着障害のある子どもたちに「愛されている」という実感を与えられるような動きを生むことなど、取り組みの可能性は大きいので、啓発部会の動きに期待したい。

次回日程

第3回啓発部会 2013年10月1日(火) 13:30-17:00

第4回啓発部会 2013年11月5日(火) 10:30-13:00

正義と平和協議会

■定例会議

日 時 2013年9月10日(火) 13:30-16:00

場 所 日本カトリック会館 会議室3

出席者 14人

審 議

1. 事務局より、3年間の活動報告
2. 日本カトリック正義と平和協議会規約に従い、以下の確認を行った。
 - ・各会議、定例委員
 - ・前年度決算の承認、来年度事業計画と予算の承認、活動報告
 - ・担当司教、会長、事務局長、秘書の役割
 - ・事務局の役割
3. 新定例委員の紹介(自己紹介、活動紹介など)
4. 今後の活動について、自由討議

■20条の部会

日 時 2013年8月20日(火) 16:00-17:30

場 所 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)

出席者 5人

報 告

1. ニュースレター第7号発行
2. 改憲反対キャンペーン賛同企画報告

審 議

1. 活動計画の確認
2. 自民党憲法改正草案の信教の自由と政教分離に関わる問題点について

■NCC 靖国神社問題委員会

日 時 2013年8月5日(月) 18:00-20:00

場 所 日本キリスト教会館 バプテスト同盟会議室(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

学習会

「新国歌について」のテーマで行った。

審 議

- 声明、要請文、抗議文の文案検討
- 「憲法改正問題、特に20条改正に関する靖国神社問題委員会見解」
 - 「8月15日に靖国神社を参拝しないでください」(要請文)
 - 「8月15日靖国神社参拝抗議文」

■NCC 靖国神社問題委員会

日 時 2013年9月2日(月) 18:00-20:00

場 所 日本キリスト教会館 バプテスト同盟会議室(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

学習会

「明治維新・国作り・軍部の果たした役割」のテーマで行った。

報 告

1. 抗議文提出「8・15 閣僚及び自民党役員による靖国神社参拝と共に、首相の玉串料奉納に抗議する」
2. 「平和の灯を！ヤスクニの闇へ2013 キャンドル行動」(8月10日、在日韓国YMCA) 集会報告

審 議

1. 声明、要請文、抗議文の文案検討
2. 冊子『国立追悼施設 Q&A』増刷について

■NCC 平和・核問題委員会

日 時 2013年9月9日(月) 14:00-16:30

場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

審 議

1. 世界教会協議会(WCC)総会(10月30日-11月8日、韓国・釜山)への委員派遣の件
2. エキュメニカルカレンダーについて
3. チェルノブイリスタディーツアーの報告会について

■NCC 女性委員会

日 時 2013年9月11日(水) 10:30-13:00

場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

報 告

1. 各教派、団体からの報告
2. 世界祈祷日関係の報告
3. 各委員会からの報告

審 議

1. 『ともに証を』編集について
2. 世界祈祷日の献金配分、式文について
3. 委員会役職者を変更する件
4. 「売買春と取り組む会」への委員派遣について

■平和を実現するキリスト者ネット

日 時 2013年9月3日(火) 15:00-17:00

場 所 日本キリスト教会館 会議室(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

報 告

1. 会計、賛同状況
2. 集会・行動の報告

第115回自衛隊海外派兵中止と脱原発を求める宗教者国会要請行動(平和をつくりだす宗教者ネットより)
2013年7月18日(木) 衆議院第二議員会館第2会議室
署名提出294筆 総数 95,435筆
首相官邸前祈念行動

第116回自衛隊海外派兵中止と脱原発を求める宗教者国会要請行動(平和をつくりだす宗教者ネットより)
2013年8月22日(木) 衆議院第二議員会館第4会議室
署名提出508筆 総数 95,943筆
首相官邸前祈念行動

審 議

1. 第117回自衛隊海外派兵中止と脱原発を求める宗教者の要請行動(9月19日)のための要請メンバーを検討。
2. 全国集会を来年1月に行う件を検討。
3. キャロリング・フォー・ピースの日時、場所を検討。

■さようなら原発1000万人アクション実行委員会

日 時 2013年9月3日(火) 18:00-20:30

場 所 真生会館(東京・新宿区)

出席者 カトリックから1人

報 告

1. 署名について
8月29日現在で8,326,596筆。沢田研二コンサートツアー会場、脱原発関係の映画上映会場で署名活動を継続する。
2. 「9・1 さようなら原発講演会 つながろうフクシマ! くりかえすな原発震災」(会場 日比谷公会堂)
参加者2050人

審 議

1. 「再稼働反対! 9・14 さようなら原発大集会 in 亀戸」
日時 9月14日(土) 11:00-15:00 場所 亀戸中央公園(東京・江東区)
スケジュール確認、役割分担を検討。
2. 「10・13 No Nukes Day 原発ゼロ統一行動」
日時 10月13日(日) 13:00-19:00 場所 日比谷公会堂、国会前
共催 首都圏反原発連合、原発をなくす全国連絡会
3. 今後の取り組み(署名活動、集会)について

部落差別人権委員会

■夏季合宿

日 時 2013年7月27日(土)13:00-7月28日(日)12:00
場 所 埼玉県川越市、東松山市、越生町ほか
テーマ 「武州鼻緒騒動 ～解放を求めるたたかい」
出席者 24人(うち21人が宿泊)

案内と講師は藤田源市さん(鼻緒騒動研究会・部落解放同盟埼玉県連合会)。

一日目は、DVD鑑賞や、フィールドワークにより、幕末に起きた「武州鼻緒騒動」について学んだ。

二日目は、講師から現在の「埼玉で起きた部落差別問題」について学び、その後、分かち合いを行った。

■事務局会議

日 時 2013年9月13日(金)11:00-15:30
場 所 日本カトリック会館 会議室4
出席者 6人

報 告

1. 今期(2013年9月1日-2016年8月31日)の秘書・委員について
2. 7月18日(木) 2013年度第2回定例委員会
3. 夏季合宿「武州鼻緒騒動 ～解放を求めるたたかい」7月27日-7月28日
4. 教皇大使への書簡(教皇の「出世主義はハンセン病」発言について)
5. 大阪教会管区部落差別人権活動センター

審 議

1. シンポジウム「福音と差別」
「狭山事件50年と国家権力」をテーマに、9月21日(土)に幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)で行う上記シンポジウムについての準備状況などの確認を行った。
2. 全国会議
11月3日(日)-4日(月)に京都で行う全国会議について審議した。
テーマ案を「人が大切にされる社会をめざして ～私たちの役割は何か～」とする。
改憲への動きが喫緊の課題である今後の3年間を見据えて、二日目は憲法の人権にかかわる条項などを学び、話し合う機会とする。講師をヒューライツ大阪所長の白石 理さんに依頼する。
3. 2014年春季合宿
テーマ案を「狭山事件50年 石川一雄さんを支えて」とし、講師を石川早智子さん、徳島市で開催を予定。現地の受け入れを考慮し、当初の案から日程を変更して2014年3月29日(土)-30日(日)とする。
フィールドワークは3コース考えられるが、次回定例委員会で決定する。
4. 来年度(2014年度)プランについて
来年度は全国会議を夏(7月前半)に行い、合宿を秋(10月)に行う案について審議。基本的に了承された。

■シンポジウム「福音と差別」

日 時 2013年9月21日(土) 13:30-16:30

場 所 幼きイエス会 ニコラ・バレ修道院(東京・千代田区)

テーマ 「狭山事件50年と国家権力」

シンポジスト 中山武敏弁護士、橋本瑠璃子修道女、本田哲郎師(フランシスコ会)

司 会 平賀徹夫司教

今年には狭山事件の発生、および石川一雄さんの逮捕から50年の節目の年であり、現在第3次再審請求中なので、特に力を入れていた。当日は約120人が参加、盛況のうちに実りある集まりとなった。

部落問題に取り組むキリスト教連帯会議(部キ連)

■役員会

日 時 2013年9月11日(水) 13:30-15:00

場 所 大阪クリスチャンセンター301(大阪市)

出席者 カトリックから1人

報 告

1. 学習会

テーマ 「ヨナから共生社会を問う・隔ての壁を超えて今を生きる」

講 師 崔 春子(在日大韓基督教会)

2. 研修委員会

部キ連2013年度役員研修会を行った。

日 時 2013年9月10日(火) 12:00-15:30

会 場 舳松(へのまつ)人権歴史館(大阪・堺市)

参加者 10人

内 容 人権歴史館の見学とフィールドワーク(ほてい湯、坂田三吉顕彰碑、願専寺など)

3. 狭山再審要求委員会

再審請求の運動について

4. 加盟促進の件

現段階では教団教派としての加盟は難しいが、各教団教派の中で取り組んでいる方々の力を結集する方策を検討したいとの意見があった。

5. 部落解放講座と行政責任者部落差別問題研修会について

- ・秋の部落解放講座について以下の方向で準備する。

講師案 中山武敏さん(狭山弁護団主任弁護士) 日程案 2013年11月中

- ・行政責任者部落差別問題研修会については狭山再審要求委員会と共催する。

6. 各教団報告

カトリックからは、以下を報告した。

- ・舳松(へのまつ)人権歴史館への研修を4月13日に行い、20人の参加があった。

- ・大阪教会管区部落差別人権活動センター企画第6回対話集会を以下の要領で行った。

テーマ 「忌避意識」それなんやねん。

日 時 7月14日(日) 14:00-15日(月) 12:30

参加者 約30人

会 場 サクラ・ファミリア(大阪市)

講師 瀬戸 徐 映里奈 (セト・セオ・エリナ) さん、金 宥良 (キム・ユウヤン) さん
・大島青松園研修実施 7月23日(火)

子どもと女性の権利擁護のためのデスク

■定例会議

日時 2013年9月12日(木) 13:30-17:00
場所 日本カトリック会館 会議室4
出席者 7人

報告

自己紹介と新メンバー紹介

審議

今後取り組むべき課題について

- ①「教区司教」「教区第三者委員会」「子どもと女性の権利擁護のためのデスク」の三者の関係が明確ではないので、これを明文化する。
- ②全国の相談窓口を開設するにあたり、教区内の第三者委員会がない教区への対応として、当デスクが担う役割について教区長の意向を把握する。
- ③各教区が周辺地域のNGO、NPOとの連携を進められるよう、情報提供を行う。

HIV/AIDS デスク

■第3回 HIV/AIDS デスク会議

日時 2013年9月6日(金) 13:30-16:00
場所 日本カトリック会館 会議室3
出席者 9人
欠席者 1人

報告

1. 日本カトリック神学院東京キャンパスでの講義について
6月21日(金)に、宮本秘書と事務局が小冊子やHIV陽性者の手記などを使って約1時間の講義をした。
2. 鎌倉市内の小教区での啓発
6月30日(日)、由比ガ浜教会(横浜教区)のミサ中のお知らせで、当デスクについて事務局が紹介した。ミサ後、小冊子やキーホルダーを配布した。数名がサポーターとして登録した。今後も各地の小教区に向いて啓発していく。
3. AIDS文化フォーラムin横浜、セッション「宗教とAIDS」と出展状況
8月3日(土)、デスク委員の平良師(日本基督教団牧師)が「宗教とAIDS」のパネリストとなった。発表も1コマ担当した。
展示場では、8月2日(金)から4日(日)まで、デスクのサポーターが小冊子や勉強会の案内を来場者に手渡すなど、啓発活動をした。

4. 全国キリスト教学校人権教育セミナーの報告
8月19日(月)－21日(水)、仙台で開催され、平良委員が参加した。参加者に小冊子を配布した。
5. 日本カトリック神学院福岡キャンパスでの講義の準備状況
10月8日(火)、宮本秘書と事務局が東京キャンパスと同様の講義をする予定。
6. 横浜教区の青少年委員会と福祉委員会の共催イベントについて
6月29日(土)－30日(日)、湯河原にて、性同一性障害についてのビデオを観た後、平良委員が加わって話し合いをした。

審 議

1. AIDS文化フォーラムin京都について
10月5日(土)－6日(日)、同志社大学で開催される。プログラム「宗教とAIDS」のカトリック側パネリストとして中谷豊実さん(名古屋、南山高校教諭)が登壇する。当デスクは展示場でブースを出す。
2. 勉強会について
10月10日(木)、麴町教会(東京教区)で開催する勉強会「まず知ることから～HIV/エイズ支援現場からのメッセージ」を各方面に広報しているが、デスク委員の関係者にも参加の依頼をする。
3. CAPCHA (アジア・太平洋カトリック合同HIV/AIDS 連合) の会議について
11月16日(土)－17日(日)にタイのバンコクで開催されるが、今年は参加しないことに決定した。
4. AIDS文化フォーラムin陸前高田について
11月23日(土・祝)に開催される。現地のキリスト教関係者で参加できる人がいないか確認する。
5. ミニカードの制作について
昨年12月に作成したミニカードの残部が少なくなったので、内容を修正して増刷する。
6. ポスター原画の審査
応募してきたポスター原画の審査をした。最終的にどの原画を採用するか、デザイナーと決定する。

次回日程 2013年11月8日(金)13:30－15:30

中央協議会事務局

■総務

11月会議予定

5日(火)	カリタスジャパン啓発部会	日本カトリック会館
6日(水)	カリタスジャパン委員会	〃
6日(水)	第3回諸宗教部門会議	〃
6日(水)	部落差別人権委員会事務局会議	〃
7日(木)	常任司教委員会	〃
8日(金)	HIV/AIDS デスク会議	〃
8日(金)	子どもと女性の権利擁護のためのデスク	〃
12日(火)－14日(木)	第19回日韓司教交流会	石川県(金沢市)
16日(土)	キリスト教学校教育懇談会第11回公開講演会	大阪明星学園(大阪市)
20日(水)	日本カトリック幼稚園連盟常任委員会	日本カトリック会館
25日(月)	難民移住移動者委員会事務局会議	〃
25日(月)	難民移住移動者委員会定例会議	〃
25日(月)－26日(火)	難民移住移動者委員会全国担当者会議	〃
27日(水)	カリタスジャパン援助部会	〃

〈会報 2013 年 11 月号 公文書〉

「2013 年世界難民移住移動者の日」 教皇メッセージ

2013 年「世界難民移住移動者の日」 教皇メッセージ

「移住、それは信仰と希望の旅」

親愛なる兄弟姉妹の皆様

第二バチカン公会議は、『現代世界憲章』の中で次のことを思い起こさせてくれます。「教会は……全人類とともに歩み」(40 条) ます。それゆえに、「現代の人々の喜びと希望、苦悩と不安、とくに貧しい人々とすべての苦しんでいる人々のものは、キリストの弟子たちの喜びと希望、苦悩と不安でもあります。真に人間的なことから、キリストの弟子たちの心に響かないものは何もありません」(1 条)。神のしもべ教皇パウロ六世も同様に、教会は「人間の問題については深い関心をもって」(『ポプロールム・プログレシオ』13) いると述べました。さらに、福者ヨハネ・パウロ二世も、人間は「自分の使命を果たすにあたって、教会が進まねばならない第一の道……であり、キリストによって線を引かれ」(『新しい課題—教会と社会の百年をふりかえって』53) た道であると述べました。先人の跡をたどり、わたしも、回勅『真理に根ざした愛』の中で、「教会全体は、その全存在と全行動において、つまり宣言するときも、礼拝するときも、愛のわざを行うときも、全人的発展の促進に従事している」(『真理に根ざした愛』11) ことを強調しようと努めました。わたしは、さまざまな理由により移住を経験している何百万もの人々にも思いを寄せます。移住は実に、「関係する人々が膨大な人数になっているため、また引き起こされる社会、経済、政治、文化、ならびに宗教上の問題のため、そして国家および国際共同体に突きつける劇的な課題のため、顕著な現象になっています」(同 62)。なぜなら、「すべての移民は、人間として、すべての状況ですべての人によって尊重されなければならない基本的で不可侵な権利を有して」(同) いるからです。

したがって、第二バチカン公会議開幕 50 周年、使徒憲章『エクスル・ファミリア』発布 60 周年、さらには、全教会が新しい福音宣教という目標に情熱を傾ける信仰年にあたり、わたしは、2013 年世界難民移住移動者の日のテーマを「移住、それは信仰と希望の旅」とすることにしました。

よりよい生活を心から求め、暗い未来への「絶望感」を何度も打ち消そうとしている多くの移住者の心の中で、信仰と希望は分かちがたいものです。彼らの多くは、その旅路において、神はご自分の子どもを決して見捨てないという深い信頼によって支えられています。この確信により、彼らは祖国を追われた痛みと別離の苦しみに耐え、さらには、いつか故郷に戻れるという希望を得ることができるのです。移住者の多くは、次のような認識のもとに、自分の所持品とともに信仰と希望をたずさえています。信仰と希望があれば、「わたしたちは現在に立ち向かうことができます。現在がたとえどれほど困難であっても、わたしたちはそれを生き、受け入れることができます。そのためには、現在が目標へと導いてくれるものでなければなりません。わたしたちがこの目標を確信できなければなりません。そしてこの目標が、労苦して目指すだけの意味をもつものでなければなりません」(教皇ベネディクト十六世回勅『希望による救い』1)。

移住という広大な分野において、教会は、さまざまなしかたで母としての配慮を示しています。一方において、教会は、移住に伴うはかり知れない貧困と苦痛を目の当たりにします。それらは、しばしば痛ましく

悲劇的な状況をもたらしています。それゆえ、個人、団体、ボランティア組織や活動、小教区や教区の団体は、あらゆる善意の人と協力して、惜しみなく救援の手を差し伸べ、危機的状況に対処するために取り組んでいるのです。教会はまた、移住がもたらす建設的な側面、可能性、資質に光を当てようと努めます。こうした方向性のもと、移住者、庇護を求めている人、難民を受け入れるための態勢や施設が築かれてきました。その目的は、彼らが自分の生き方の基本となる宗教的側面をおろそかにすることなく、新しい社会的、文化的状況に完全に適応できるよう助け、支えることです。教会はキリストから福音宣教をゆだねられているのですから、この側面にこそ、とりわけ注目し、配慮しなければなりません。それは教会のもっとも重要で固有の務めです。世界各地から来たキリスト者に対しては、諸教会間の対話や新しい共同体のケアに宗教的配慮を向けるべきです。一方、カトリック信者に対しては、地域の教会共同体の生活に完全に参加できるようにするために、何よりも、新しい司牧のしくみを作り、さまざまな儀式を尊重することに宗教的配慮を向けるべきです。人間は、「世の唯一の救い主である主に対する誠実で新たな回心への」（教皇ベネディクト十六世自発教令『信仰の門』6）道を開く霊的な交わりとともに成長します。教会は、キリストとの出会いへと人々を導くとき、ゆるぎなく信頼できる希望への道を開く素晴らしい贈り物を、つねに与えているのです。

移住者と難民とのかかわりにおいて、教会とさまざまな教会組織は、慈善的な奉仕を行うだけでなく、彼らが本当の意味で社会の一員となれるよう助けるべきです。その社会においては、あらゆる人が積極的な一員となり、互いの福利に責任を持ち、大いに独自の貢献をし、正当な権利をもって同じ権利と義務を分かち合っているのです。移住者は信頼と希望を抱いています。その信頼と希望が、人生によりよい機会を求めるよう彼らを動かし、支えているのです。しかし、移住者は経済的、社会的、政治的状況の改善だけを求めているわけではありません。移住体験は実際、しばしば恐怖のうちに始まります。とりわけ迫害や暴力のために移住する場合はそうです。移住体験はまた、生き残るために何としても必要だった財産と家族を残してきたというトラウマのうちに始まります。しかし、希望と勇気をもって新しい国で新しい生活を築くという夢は、苦しみ、深い喪失感、時に生じる不確定な未来への戸惑いによって壊されるものではありません。移住者は、実際、彼らが受け入れられ、連帯と助けを得られると信じています。そして、人の不幸や惨事に共感し、その人がもたらす価値や可能性を認め、貧しく恵まれない人と進んで人間的、物的な分かち合いを行う人々と出会うと信じているのです。「人類の連帯という事実は、わたしたちにとって利益あるものですが、同時に義務も課します」（教皇ベネディクト十六世回勅『真理に根ざした愛』43）。このことを実感することが大切です。移住者と難民は、困難に直面しながらも、新しい友好的な人間関係を体験し、その中で自分の専門技術や社会的、文化的伝統を用いて、新しい祖国を豊かにすることができます。また、彼らの信仰のあかしが、古くからキリスト教の伝統のある共同体に新たな力といのちを吹き込み、キリストと出会い、教会を知るよう人々を招くことも珍しくありません。

あらゆる国家は、確かに、移住を規制する権利と、共通善の全体的な必要に応じて政策を決める権利を有します。ただし、その際にはそれぞれの人間の尊厳が尊重されることがつねに保障されていなければなりません。第二バチカン公会議の『現代世界憲章』65条に記されているように、基本的人権の一つである移住する権利のもとに、人間は、自らの能力を生かし、願望や計画を実現させるために最良と思われるどんな場所にも住むことができます。しかし、今日の社会的、政治的状況においては、移住権以前に、移住しない権利、すなわち故郷に留まる権利を再確認する必要があります。福者ヨハネ・パウロ二世が述べているとおりです。「母国に住むことは基本的人権の一つです。しかし、この権利は、人々を移住へと駆り立てる要素がつねに管理されている場合にのみ有効です」（「第4回世界難民移住移動者司牧会議での挨拶」1998年10月9日）。今日、現実には多くの人々が不安定な経済、必需品の欠如、自然災害、戦争、社会不安のために移住しています。そのとき、移住は信頼と信仰と希望で満たされた旅ではなく、生き残るための試練となります。そして、人々は、移住を決断する責任を担う主人公ではなく、むしろ犠牲者となってしまうのです。その結果、一部の移住者は新しい社会環境に順調に溶け込み、満足のいく社会的地位としかるべき生活レベルを確保しますが、それ以外の大多数の移住者は社会の片隅に追いやられ、しばしば基本的な権利を悪用されたり奪われたり、受け入れ社会に害を及ぼす行いにかかわったりしています。移住者が社会の一員となる過程には、権利と義務、そして彼らが尊厳ある生活を送るための気遣いや配慮が伴います。また、移住者自身も、現在、自分が一員となっている社会の価値観に注意を払う必要があります。

この点において、わたしたちは非正規滞在の問題を見過ごすわけにはいきません。特に女性や子供に対する人身売買や搾取のかたちで行われる場合、それはなお一層、差し迫った問題となります。これらの犯罪は、明確に非難され、罪に問われなければなりません。一方、移住政策が、国境管理の強化、不法移住者に対する制裁の徹底、入国を阻止する措置の執行だけにとどまらなければ、少なくとも、多くの移住者が人身売買の犠牲となる危険を制限することができるでしょう。緊急に必要とされているのは、移住者の母国の状況に対する組織的かつ多角的な介入、人身売買をなくすための効果的な対策、合法入国を管理する包括的プログラム、そして、個々のケースを政治的亡命者の保護よりも人道的な保護を必要とするものとして積極的に受け入れることです。法体制の整備に加えて、意識と良心を高めるためにつねに忍耐強く努力することも必要です。これらすべての点において、人間の全体的な成長を促すために、教会団体や他の諸団体の間の理解を深め、協力関係を強めることが重要です。キリスト者は、社会的、人道的な取り組みは、福音に忠実であることから力を得ると考えます。「完全な人間であるキリストに従う者はだれでも、自らいっそう人間となる」(『現代世界憲章』41条) ことを知っているのです。

親愛なる移住者の兄弟姉妹の皆様。この世界難民移住移動者の日が、いつも傍らにいてくださる主への信頼と希望を新たにする助けとなりますように。移住という巡礼の旅の途中で親切な行いに出会うたびに、そこにおられる主に会い、主のみ顔を仰いでください。喜んでください。主は近くにおられます。皆様は、多くの人々の開かれた心と歓待を胸に刻み、主とともに障害や困難を乗り越えることができるでしょう。「人生は、歴史の海を旅するようなものです。歴史の海はしばしば暗く、荒れています。この海を旅するわたしたちは、海路を示してくれる星を探し求めます。人生のまことの星は、正しく生きることのできた人々です。この人々は希望の光です。イエス・キリストが光の中の光、すなわち太陽であることはいまでもありません。この太陽は何よりも歴史の暗闇の上に昇ります。けれども、キリストに達するために、わたしたちに近い光も必要です。すなわち、キリストの光によって輝き、わたしたちの道を導いてくれる人々が必要」(教皇ベネディクト十六世回勅『希望による救い』49) なのです。

わたしは、皆様一人ひとりを、確かな希望と慰めのしるしであり、わたしたちを導く星であるおとめマリアにゆだねます。マリアは、わたしたちの人生のあらゆる瞬間において、母としてわたしたちのそばにおられます。わたしは愛情を込めて皆様すべてに使徒的祝福を送ります。

バチカンにて
2012年10月12日
教皇ベネディクト十六世

「2013年世界難民移住移動者の日」委員長メッセージ

第99回 世界難民移住移動者の日(2013年度) 委員長メッセージ

移住者は「信仰と希望の旅」の友

移住者は、そのはじめを期待と不安、そしてある場合には恐怖さえ感じながら一步を踏み出します。それでも前教皇ベネディクト16世はメッセージの中で、移住を「信仰と希望の旅」と位置づけました。そうならなければならないという意味を込めているのでしょう。

移住が希望となるためには、「神はご自分の子どもを決して見捨てることはない」という信仰と、「困難に

直面しながらも新しく開かれた人間関係を体験すること」が大切です。そのためにも、受け入れる側の教会は移住者と共に生きる共同体にならなくてはなりません。この歩みの中で私たちはお互いに、人生における同じ「信仰と希望」の旅を共にする友となっていくのです。

2013年9月22日

日本カトリック難民移住移動者委員会

委員長 松浦 悟郎

「2013年世界難民移住移動者の日」委員長メッセージ 英語版

Message from the Chairperson

99th World Day of Refugees, Migrants and People on the Move 2013

MIGRANTS ARE COMPANIONS ON THE “JOURNEY OF FAITH AND HOPE”

At the beginning, migrants take their first steps forward with expectations and anxiety; and in some cases even with fear. In his message Pope Emeritus Benedict XVI, while recognizing these realities, still positions emigration as part of the “journey of faith and hope”. He seems to imply that emigration must be a part of this journey.

For emigration to be an act of hope, faith that “God will never abandon his children” and belief, that “along with difficulties, new and welcoming relationships can be experienced,” are important. To achieve this, receiving churches must also play their part by being communities that live together with the migrants. It is when the paths of our daily lives converge, that we can become for each other, companions walking together on the same life-long journey of “faith and hope”.

September 22, 2013

Catholic Commission for Refugees, Migrants and People on the Move
Matsuura Goro, Chairperson

「2013年世界宣教の日」 教皇メッセージ



親愛なる兄弟姉妹の皆様

世界宣教の日を祝うこの時、主との友愛のきずなを深め、勇気をもって福音をのべ伝える教会の旅を力づける大切な機会であるこの年、すなわち「信仰年」は終わりを迎えようとしています。そこでわたしはいくつかのことを振り返ってみたいと思います。

1. 信仰は、神を知り、愛することができるようわたしたちの心を開かせる、神からのかけがえのない贈り物です。神はわたしたちとの関係に入り、わたしたちのいのちをもっと意味深く、良く、美しくするために、自らのいのちを分け与えることを望んでおられます。神はわたしたちを愛しておられるのです。しかし、信仰には、神の愛を生き、無限の恵みに感謝するために、一人ひとりがそれにこたえ、わたしたち自身を神にゆだねる勇気が必要です。信仰はわずかな人々のためではなく、惜しみなく与えられている贈り物なのです。すべての人が、神に愛されるという喜び、救いの喜びを経験できるはずで、それはけっして独り占めするようなものではなく、ともに分かち合うものなのです。もし人がそれを自分だけのものにしようとするなら、わたしたちは孤独で不毛で病んだキリスト者になってしまうことでしょう。福音をのべ伝えるということは、キリストの弟子であるということにすでに含まれていることであり、それは教会の全生命に生気を与える恒久の責務なのです。「宣教への熱意は、教会共同体が成熟していることをはっきりと表すしるしです」（教皇ベネディクト十六世使徒的勸告『主のことば』95）。あらゆる共同体は、信仰を告白し、典礼の中で喜びをもって祝い、愛のわざを行い、とどまることなく神のことばをのべ伝え、自らの場を離れ辺境の地へ、とりわけキリストを知る機会に恵まれなかった人のところへ神のことばを届けるとき、「成熟している」といえるのです。一人ひとり、そして共同体のレベルにおいて、他の人々に自分たちの信仰を伝え、愛のわざのうちにそれを広め、生き、わたしたちが出会い、いのちの道をもとにする人々にあかしする力をもって、信仰の強さを確かめることができるのです。
2. 第二バチカン公会議開幕から50年後、「信仰年」は、全教会を、現代世界における自らの存在と、諸民族と国々への宣教についての新たな自覚へと促しました。宣教地とは、地理的な場所を指すだけではなく、人々、文化、個人のことで、なぜならば、信仰の「境界線」とは場所や人間の伝統にあるだけではなく、すべての人々の心にあるからです。第二バチカン公会議は宣教の仕事の特別なあり方を強調しています。すなわち、「神の民が種々の共同体、なかでも教区と小教区との共同体の中に存在し、そこに、ある意味で可視的なものとして現れ」て以来、すべての受洗者と、すべてのキリスト者の共同体における信仰の境界線の広がりとは、「諸国民の前にキリストのあかしを立てる」ことにかかっているのです（『教会の宣教活動に関する教令』37）。ですから、すべての共同体は、イエスによって使徒にゆだねられた使命、すなわち「エルサレムばかりでなく、ユダヤとサマリアの全土で、また、地の果てに至るまで」イエスの「証人となる」（使徒言行録 1・8）ということを問われ、また招かれているのです。そしてそれはキリスト者の生活において二次的なものではなく、本質的なものなのです。すなわちわた

私たちは皆、兄弟姉妹と世の道を歩み、キリストに対するわたしたちの信仰をあかしし、宣言し、キリストの福音の使者となるように招かれています。わたしは司教、司祭、司祭評議会、司牧評議会、教会の責任を負うすべての人と団体に、養成や司牧のプログラムにおいて宣教の側面に重要な位置づけを与えるように促します。使徒的な責務は、諸国や全民族の前でキリストを証しする努力なしに成し遂げられることはありません。この宣教の姿は、キリスト者の生活の中で、単にひとつの計画というにとどまらず、キリスト者の生活のすべての面に影響を与える枠組みとなるものなのです。

3. 福音化の仕事はたびたび外部にだけでなく、教会の共同体内部において障害に出くわします。キリストのメッセージをすべての人に告げ、現代の人々とキリストとの出会いを提供するということへの熱心さ、喜び、勇気と希望が時々欠如しています。また時折、福音の真理を告げることが自由の侵害を意味する、というようにいまだに考えられてしまうことがあります。パウロ六世はこれについて雄弁に語っています。「確かに、兄弟の良心に何かを強制的に押しつけることは間違いでしょう。しかし、彼らの良心に対して、自由な選択の権利を十分尊重しながら…福音の真理とイエス・キリストの救いを提供するならば、それは…その自由を完全に尊敬することになります」(教皇パウロ六世使徒的勧告『福音宣教』80)。わたしたちはつねにキリストとの出会いを勇気と喜びをもって提供しながら、福音の使者とならなければなりません。イエスはわたしたちの間に来て、救いの道を示し、地の果てに至るまですべての人がそれを知ることができるように、わたしたちに宣教をゆだねられました。大抵は、そのように強調され企てられたことは誤りであり、嘘であり、暴力であるとわたしたちは考えます。わたしたちの時代において福音のすばらしさを告げ、証言するということは緊急を要しており、それは教会内部から始めなくてはなりません。この意味で、すべての福音宣教者にとって忘れてはならないひとつの根本的な原則があります。それは、人は教会なくしてキリストをのべ伝えることはできないということです。福音化は孤立した個人的、また私的な行いではありません。それはつねに教會的なものなのです。パウロ六世は以下のように書き記しています。「遠く離れたへんびな所で、ひとり福音を説き、小さな共同体を集め、秘跡を授けている無名の説教者、カテキスタ、牧者も、まさに教会の活動をしているのです」。彼らは「自分勝手に仕事をしているわけではなく、また個人的な思いつきで行っているわけでもなく、教会との交わりの中で、教会の名によって教会の使命を果たしているのです。」(同 60) そしてこのことが宣教に強さを与え、すべての福音宣教者は孤独ではなく、聖霊によって息吹を吹き込まれた一つの体の一部であると感じるのです。
4. わたしたちの時代においては、大きく発達した交通と新しいメディアによるコミュニケーションの利便は、多様な人々、知識、経験を巻き込んでいます。仕事のために一家で大陸を渡り歩く家族がいます。職業的、文化的な交流、旅行などさまざまな目的が人々の大移動を促しています。このことが、小教区においても、一体誰が継続的にまた一時的に、その地域に住んでいるのかをわかりにくくしています。以前は伝統的にキリスト教地域であった大部分でも、信仰にまったく触れたことのない人々や、宗教的な事柄に無関心であったり、また他の信仰に惹かれたりする人々がますます増えています。それゆえ、洗礼を受けているにもかかわらず、自分自身、信仰から離れたライフスタイルを選択しているというような人々も稀ではないのです。ですから、かれらは「新しい福音宣教」を必要としています。これらに加え、イエス・キリストの福音は人類の大部分にまだ届けられていないという事実があります。わたしたちは、生活のさまざまな分野に及ぶ危機の時代に生きています。それは経済、財政、また食品の安全、環境における危機ばかりではなく、いのちの深い意味、またいのちを生き生きとさせる根本的な価値に関する危機です。実に、人類の共存は、安定した平和への道を見出すには不安定で困難な緊張と争いによって特徴づけられています。現在と未来への道の展望が不穏な雲によって脅かされているように見えるこのような複雑な状況において、どのような現実にあっても、キリストの福音、すなわち希望、和解、交わり、神の近さ、神の恵み、神の救いをのべ伝えるということが必要なのです。神の愛の力が悪の暗闇に打ち勝ち、よい道へわたしたちを導いてくださると告げることです。わたしたちの時代において人類は、この道を照らし、キリストとの出会いのみが与えることのできる確固たる光を必要として

います。信仰によって与えられたわたしたちのあかし、愛、希望によってそれを世界にもたらしましよう。教会の宣教とは改宗活動ではなく、希望と愛をもたらし、道を照らす生活のあかしなのです。もう一度繰り返していますが、教会とは、救援活動の組織、企業、NGOではなく、聖霊に導かれ、イエス・キリストとの出会いという奇跡をかつて生きた人々、そして今生きる人々、またこの深い喜びの体験、つまり主がわたしたちに与えてくださった救いのメッセージを分かち合いたいと願う人々の共同体です。この道に教会を導くのは聖霊です。

- わたしはすべての人々を、キリストの良い知らせをもたらす人となるように励ましたいと思います。とりわけ宣教者、フィデイ・ドヌム^{*}の司祭、男女修道者、また、主の呼びかけにこたえ、故郷を離れさまざまな国や文化圏で奉仕しているますます多くなった信徒の皆様にご感謝いたします。同時にわたしは、同じこれらの若い教会が、困難にある教会、それは古代キリスト教の時代からある教会であることも稀ではないのですが、そのような教会に宣教者を派遣する努力をし、まさにいのちを新たに、希望を与える信仰を生き、熱意と新しい力をもたらしているということも強調しておきたいと思えます。このように普遍的な新しさを生きるということは、イエスの命令にこたえるものなのです。「だから、あなたがたは行って、すべての民をわたしの弟子にしなさい」(マタイ 28・19)ということはすべての部分教会、すべての共同体の豊かさです。なぜなら、宣教者の派遣は決して損失ではなく、つねに利益だからです。聖霊の呼びかけに喜んでこたえようと思う人すべてに、生活のあらゆる分野において、主と共にすべてを差し出すことを恐れずに呼びかけたいと思えます。わたしはまた、司教、修道会、共同体とすべてのキリスト者のグループに、先を見据え注意深く識別しながら、諸国民への宣教の呼びかけを支持し、キリスト者の共同体を力づける司祭、修道者、信徒を必要としている諸教会を支援するよう招きます。このような意識が同じ司教協議会や管区の教会の間にもあるべきです。なぜなら、召命の豊かな教会が召命の不足に苦しむ教会をもっと惜しみなく助けることが重要だからです。

同時にわたしは、宣教者、とりわけフィデイ・ドヌムの司祭と信徒の皆さんに、自分たちの派遣された教会で、貴重な奉仕を喜んで生きるように、また出身教会に自分たちの喜びと経験をもたらすように強く勧めます。パウロとバルナバが最初の宣教旅行の終わりに、「到着するとすぐ教会の人々を集めて、神が自分たちとともにいて行われたすべてのことと、異邦人に信仰の門を開いてくださったことを報告した」(使徒言行録 14・27)ということをお思い出しください。彼らは若い教会の元気をもたらすことで、いわば信仰の「回復」の道となることができます。こうして古くからのキリスト教会は主の道に従う旅において、互いを豊かにする交流のなかで、信仰の分かち合いの喜びと熱意を再発見するのです。

全教会に対して、ローマの司教が兄弟である司教たちと共有している関心事は、教皇庁宣教授助事業の実施に委ねている大切な事です。それはすべての受洗しているキリスト者と、すべての共同体に宣教への意識を息吹かせ、深めるためのものです。神の民全体の、宣教に向けてのより深い養成の必要性を思い起こさせること、また福音を世界に広げるのを促す助けとなるキリスト者共同体の感覚を養うことでなしとげられるものです。

最後に、世界のさまざまな場所で、信仰を公言し、周囲から認められ、尊厳をもって生きる権利を享受するのが困難な状況にあるキリスト者に思いを馳せます。彼らはわたしたちの兄弟姉妹であり、勇気ある証人——数としては初期の殉教者よりも多い——で、使徒的な忍耐をもって現代のさまざまな迫害に耐え抜いています。キリストの福音に忠実にとどまるために、いのちを脅かされている人々も決して少なくはありません。わたしは祈りの内に、暴力と不寛容に苦しむかたがた、ご家族、共同体の皆様とともにいることをお約束いたします。そしてイエスの慰めのことばを繰り返しています。「勇気を出しなさい。わたしは既に世に勝っている」(ヨハネ 16・33)。

ベネディクト十六世は以下のことを強く勧めています。「『主のことばが速やかにのべ伝えられ、あがめられるように』(二テサロニケ 3・1)。『信仰年』が、わたしたちの主キリストとの関係をますます強めてくれますように。キリスト以外に、未来に向かうための保証、真実で永遠の愛の保証はないからです」(教皇ベネディクト十六世自発教令『信仰の門』15)。これがわたしの今年の世界宣教の日の願いです。わたしは、宣教者と、世界のあらゆる場所へ福音を告げるこの教会の根本的な責務に関わり、支えてくださるすべての人々を心から祝福します。そして、福音に奉仕し福音を告げる者であるわたしたちは、「甘美と慰めに満ちた福音化の喜び」(パウロ六世『福音宣教』80)を経験するようになるのです。

バチカンにて

2013年5月19日 聖霊降臨の祭日
教皇フランシスコ

※ 訳注 フィデイ・ドヌム Fidei Donum ピオ十二世が1957年に発令した宣教回勅で、司祭が不足しているアフリカ、アジア、南米に司祭の派遣を呼びかけた。

新刊書籍案内

※ 「第二バチカン公会議公文書 改訂公式訳」 第2バチカン公会議文書公式訳改訂特別委員会

カトリック中央協議会 「会報」 2013年11月号 (通巻507号)

発行日 2013年10月20日

発行 宗教法人カトリック中央協議会 <http://www.cbcj.catholic.jp>

〒135-8585 東京都江東区潮見 2-10-10 電話 03-5632-4411 Fax 03-5632-4457